



健康・子育て

健康

問 健康推進課 保健子ども係 ☎65-3008(内線142)

予防接種

感染症にかからないため、また流行をさせないために予防接種をおこなっています。

- 乳幼児の予防接種については、接種時期になれば役場から個別通知を送付します。接種対象年齢および接種期間内、お子さんの体調の良いときに接種してください。
- 標準的な年齢で接種できなかった場合でも、対象年齢(「予防接種と子どもの健康」参照)であれば公費で接種できます。
- 接種間隔等、法で定められた通り受けなかった場合、予防接種法による救済制度が受けられない場合があります。

健康管理 自己管理が大切です

問 健康推進課 保健子ども係 ☎65-3008(内線142)

がん検診

❖対象者 職場等で受診機会のない方

検査の種類	対象年齢
胃・肺・大腸	40歳以上
乳(マンモグラフィ)	40歳以上
前立腺	50歳以上
子宮	20歳以上

インフルエンザ予防接種

❖対象者

- 65歳以上の方
- 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫の機能に障がいやを有するものとして厚生労働省令で定める方



歯周病予防健診

- ❖対象者 40、50、60、70歳の節目年齢の方
- ❖内容 歯周疾患の早期発見と予防のための歯科健診、ブラッシング指導、相談等
- ❖実施場所 県内歯科医院

肝炎ウィルス検診

- ❖対象者 40歳の方・40歳以上で一度も検査を受けたことがない方
- ❖内容 血液検査

健康相談

- ❖対象者 町民
- ❖内容 血圧・尿検査・栄養相談等
- ❖相談日 毎週水曜日 9時～11時30分
- ❖実施場所 保健センター

母子保健 こんにちは赤ちゃん

問 ゆあさ子育て応援
子育て世代包括支援センターはぐ♡Hug(内線147)
健康推進課 保健子ども係 ☎65-3008(内線142)

妊娠したら

- 妊娠したら、母子健康手帳をもらいましょう。
- 妊婦相談や訪問指導も行っています。

▶▶妊娠届・母子健康手帳交付

産婦人科などで妊娠が確認されたら子育て世代包括支援センターはぐ♡Hug又は保健子ども係に妊娠届(用紙は産科又は保健子ども係)を提出してください。母子健康手帳を交付します。

- ❖届出人 本人又は代理人
- ❖届出場所 子育て世代包括支援センターはぐ♡Hug 又は健康推進課保健子ども係

広告

上野山歯科 ども歯科
UENOHAMA DENTAL CHILD DENTAL CLINIC
家族みんなで通える歯医者さん
キッズルーム有り パリアフリー

診療時間 月 火 水 木 金 土 日

9:30~13:00	●	●	●	●	●	●	／
14:30~19:00	●	●	●	／	●	▲	／

▲土曜日午後=14:00~17:00 (休診日) 木曜午後、日曜日・祝祭日
※最終予約受付は30分前まで P8台有り

〒643-0024 和歌山県有田郡有田川町水尻699-5
TEL:0737-22-4618

赤ちゃんの平山 どもクリニック
HIRAYAMA CHILDREN'S CLINIC

www.hirayama-kodomo.jp/

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
14:00~15:00	▲	▲	▲	／	▲	／
15:30~18:30	●	●	●	／	●	／

▲予防接種、健康診断、育児相談:全て予約。
受付 TEL0737-52-8666
有田郡有田川町天満305-4

▶妊婦一般検査

◆健診補助券の交付

母子健康手帳とともに妊婦健診受診券を交付します。出産までの14回の健診を補助するものですが、健診費用が受診票の金額を超えた分については自己負担になります。

週	頻度
妊娠23週まで	4週に1回
妊娠24週～妊娠35週	2週に1回
妊娠36週～出産	1週に1回

▶母子保健推進員の訪問

【ご自宅に電話後、訪問します】

母子の健康を守るため、町が委嘱した母子保健推進員が妊娠中及び出産後に家庭訪問をおこない妊婦さんの相談などをお受けします。

▶保健センターでの相談

問 子育て世代包括支援センターは♡Hug ☎65-3008(内線147)

◆相談日 第1・第3(水) 9時00分～11時30分
相談日以外は事前に連絡してください。

▶出産一時金の直接支払い制

問 健康推進課 保健子ども係(産科で手続きしてください)
健康保険から出産費用を直接医療機関などに支払います。医療機関に健康保険証を提示して手続きが必要です。出産一時金の上限は42万円です。出産費用が上限を超えた場合は自己負担になり、下回った場合はご加入の健康保険への手続きで差額が支給されます。

▶一般不妊治療費の助成 問 健康推進課 保健子ども係

特定不妊治療(体外受精・顕微受精)の前段階として実施される一般不妊治療について、その治療費(検査を含む)に対する助成をおこないます。

▶子どもが生まれたら

- ・子どもが生まれたら出生届けを提出してください。
- ・子どもの医療費が助成されます。
- ・出産祝い金が支給されます。
- ・児童手当の支給手続きをしてください。

▶出生届けについて

- ◆届出期限 出生後14日以内(出生届)
- ◆届出人 父又は母
- ◆持参物 出生証明書、印鑑、母子健康手帳、通帳(父・母どちらか生計中心者名義のもの)、生計中心者の保険証、届出人の運転免許証等

※国保の出産一時金差額支給を請求する場合は世帯主の通帳

◆届出場所 住民生活課住民係

▶乳幼児医療費受給資格者証の交付

問 健康推進課 保健子ども係
子どもの医療費の自己負担金を補助する受給者証をお渡しします。

▶出産祝い金の支給 問 健康推進課 保健子ども係
(出産祝い金 第1子・2子 1万円
第3子以降 3万円:口座振込み)

▶児童手当の支給手続き(公務員以外)

問 健康推進課 保健子ども係

▶産後のサポート

▶赤ちゃん訪問

◆保健師の訪問指導
出産後、保健師が訪問して、赤ちゃんの健康状態の確認や様々な相談に応じます。

▶こんにちは赤ちゃん事業

◆保育士の訪問相談
生後4ヶ月までの赤ちゃんのいる家庭に保育士が訪問して、育児などの相談や子育ての情報を提供します。

▶産後ケア事業

産後1年未満の産婦を対象に助産院等の助産師の相談を受けることができます。

▶乳幼児の健診 問 健康推進課 保健子ども係

乳幼児に4ヶ月児健診から始めて5歳児健診まで下記の健診や健康相談をおこなっています。健診は保健師による問診や医師の診察を通じて病気などの早期発見につなげています。
・母子健康手帳をご持参ください。

健診・相談(場所)	健診内容等
1ヶ月健診	出産した産院で受けます(お母さんの健診もあります) 健診費用の助成がありますので申請してください。
4ヶ月児健診(保健センター)	<input type="checkbox"/> 育児・栄養の集団指導 <input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 身長・体重測定 <input type="checkbox"/> 個別相談 <input type="checkbox"/> 小児科の診察
6ヶ月児相談(保健センター)	<input type="checkbox"/> 栄養の個別指導 <input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 身長・体重測定 <input type="checkbox"/> 個別相談
10ヶ月児健診(保健センター)	<input type="checkbox"/> 育児・栄養などの集団指導 <input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 身長・体重測定 <input type="checkbox"/> 個別相談 <input type="checkbox"/> 小児科の診察
1歳児健康相談(保健センター)	<input type="checkbox"/> 育児・栄養等の集団指導 <input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 身長・体重測定 <input type="checkbox"/> 個別相談 <input type="checkbox"/> 保育士による親子遊びの紹介・お誕生日会など
1歳6ヶ月児健康診査(保健センター)	<input type="checkbox"/> 歯の集団指導 <input type="checkbox"/> 尿検査 <input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 身長・体重測定 <input type="checkbox"/> 個別相談 <input type="checkbox"/> 歯科健診 <input type="checkbox"/> 内科診察 <input type="checkbox"/> 保育士・ボランティアによる親子遊び
2歳児健康相談(保健センター)	<input type="checkbox"/> 育児・栄養等の集団指導 <input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 身長・体重測定 <input type="checkbox"/> 個別相談 <input type="checkbox"/> 保育士による親子遊びの紹介
3歳6ヶ月児健康診査(保健センター)	<input type="checkbox"/> 歯の集団指導 <input type="checkbox"/> 尿検査 <input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 身長・体重測定 <input type="checkbox"/> 個別相談 <input type="checkbox"/> 歯科健診 <input type="checkbox"/> 内科診察
5歳児健康診査(各保育所・幼稚園)	<input type="checkbox"/> 事前アンケート <input type="checkbox"/> 個別相談 <input type="checkbox"/> 集団健診 <input type="checkbox"/> 個別結果説明

▶子どもの予防接種

定期予防接種については、接種時期になりましたら、町から通知をします。医療機関で受けてください。インフルエンザ予防接種費については任意予防接種ですが一部助成があります。対象者には役場から通知します。

▶子育て等については

子どもに関わるさまざまな相談を受けていますので、お気軽にご相談ください。

▶子育て世代包括支援センターは♡Hug

問 役場保健センター内 ☎65-3008(内線147)
妊娠から出産・子育ての全ての期間を通して切れ目のない支援をおこなっています。
電話・来庁等のご相談に保健師が対応します。

▶保健センター 問 役場内 ☎65-3008(内線147)

保健師、栄養士などが乳幼児健診時や第1・第3水曜日の午前中に相談をおこないます。
◆相談受付 保健師、栄養士
◆相談日 第1・第3水曜日9時～11時30分(電話では随時)
◆相談内容 育児、健康、発達などについて

▶子育て支援センター

問 ゆあさこども園内 ☎63-6066

保育士が育児についての相談に応じます。
◆相談受付 保育士
◆相談日 月～金 10時～15時
◆相談内容 育児について

▶和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 子どもと家庭のテレフォン110番

問 和歌山市毛見1437-218 ☎073-447-1152
18歳未満の子どもについて相談に応じます。
◆相談受付日時 24時間365日
◆相談内容 子どもについての養護・非行・不登校などのあらゆる相談

▶和歌山県発達障害者支援センターポラリス

問 和歌山市今福3-5-41 愛徳医療福祉センター内 ☎073-413-3200
子育てや子どもの発達について相談を受けます。
◆相談受付 月～金(水曜日午前中を除く) 10時30分～12時、13時～16時

▶子どもと出かけよう

問 子育て支援センター(ゆあさこども園内) ☎63-6066

▶子育て相談

電話・来庁・訪問による相談事業です。子育ての相談などお気軽にご利用ください。
◆相談日時 月～金 10時～15時

▶子育て支援センター

親子でおもちゃや絵本で遊んだりして過ごします。グループ活動の場としても利用していただけます。また、絵本の貸し出しもします。ただし飲食はできません。
◆開設日時 月～金 10時～15時

●なかよしひろば

月2回10時～11時15分には、保育士が絵本の読み聞かせを行ったり、手指を使う遊びなどを楽しまします。

▶すくすくひろば・ひまわりひろば

毎月1回各園
入園児といっしょに玩具や砂場で遊んだりできません。実施日や内容等については広報ゆあさでお知らせします。


▶子育てサークルへの出張保育

毎月1回各サークルに保育士が出張保育を行ないません。子育て中のお母さんが集まって交流します。子育ての先輩の話も聞けますよ。開催日は広報ゆあさ等でお知らせします。
・吉川子育てサークル[吉川公民館]
・エンゼルちゃん[いきいきふれあい館]
・ピンポンパン[田区民センター]

▶子育てサークル作り

ご近所のグループで子育てサークルを作りたい、会場確保や出前保育をお願いしたいなど、子育て支援センターが応援します。

読書を通じて言葉を学び、創造を育てましょう



読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものです。しかし、近年では子どもの「読書離れ」が指摘されています。そこで平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、施策の総合的かつ計画的な推進を図られることとなりました。家庭でも読み聞かせなどを通じて子どもたちの未来をより豊かなものにしていきましょう。

出典:文部科学省ホームページ「子どもの読書活動推進」(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyoo/suisin/index.htm)の内容を引用・編集・加工して作成

児童福祉 将来を託して

問 健康推進課 保健子ども係 ☎65-3008(内線141)

手当の支給

▶児童手当

児童手当に関しては、直接健康推進課保健子ども係にお問い合わせください。

▶児童扶養手当(県)

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成のため支給される手当です。

		児童扶養手当(県)	
対象者	区分	全部支給される者	一部支給される者
	児童1人のとき	月額43,070円	月額43,060円～10,160円の範囲
支給額(R2.4月～)	児童2人のとき	10,170円加算	10,160円～5,090円
	児童3人以上のとき	3人目から児童1人増えるごとに6,100円加算	6,090円～3,050円
支給月	5月・7月・9月・11月・1月・3月		
受給資格	<ul style="list-style-type: none"> ・父母が婚姻を解消した児童 ・父または母が死亡した児童 ・父または母が重度の障がいのある児童 ・父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ・婚姻しないで生まれた児童 ・父または母の生死が明らかでない児童 ・生まれた時の事情が不明である児童 ・父または母が裁判所から配偶者の暴力(DV)による保護命令を受けた児童 		
その他	受給者は、毎年8月1日から8月31日までの間に現況届を提出することになります。なお、この届出がない場合は、引き続き手当を受けることができません。		

手当額は自動物価スライド制により改定されます。

広告



社会福祉法人ひまわり福祉会
ひまわり保育園
本園におかっぺ
ひまわりっこ
湯浅町青木564-1
TEL 0737-62-4997
http://www.himawarihoikuken.ed.jp

幼児教育 子どもが通う施設

問 教育委員会 幼児教育係 ☎63-1111(内線262・263)

▶保育園・認定こども園

保育園は、保護者が仕事や病気のため、昼間家庭で子どもの面倒を見られない場合、毎日一定の時間保護者に代わって保育するところです。

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労等にかかわらず、利用できることです。

▶保育園・認定こども園(保育認定)の対象者

- ・父母・祖父母が就労している児童
- ・母親が出産前後8週間の児童
- ・保護者が病気等により、保育ができない児童
- ・家庭内に常時介護を要する者がいるため、保護者が保育できない児童
- ・その他

▶保育園・認定こども園保育料(0～2歳)

児童の年齢、家庭の課税状況により決定します。
※通常保育時間を超える場合は、延長保育利用料がかかります。

▶保育園・認定こども園名および所在地

- ・ひまわり保育園 TEL62-4997
湯浅町青木564番地1
- ・ゆあさこども園 TEL63-4153
湯浅町青木275番地1
- ・たむらこども園 TEL63-3050
湯浅町田558番地6
- ・湯浅幼稚園 TEL62-5666
湯浅町湯浅785番地

▶一時保育

問 ゆあさこども園 ☎63-4153

▶一時保育とは

保護者の就労、疾病、出産、介護等で保育が困難な場合、又育児に伴う負担を解消するため、一時的に保育を行います。

- ▶場 所 ゆあさこども園
- ▶対 象 児 生後6ヶ月～就学前まで(湯浅町在住にすぎります。)
- ▶利 用 日 こども園開園日と同様となりますが、日によっては利用できない場合もあります。
- ▶利用時間 平日 8時～17時
土曜日 8時～12時
半日単位でも利用できます。
ただし、1ヶ月64時間以内となっていますのでご注意ください。

▶保育料

	3歳児未満	3歳児以上
1日	1,800円	1,200円
午前半日	800円	500円
午後半日	1,000円	700円

▶その他

昼食費は、1日300円

▶納入方法

利用料及び昼食費については利用日ごと納入してください。

▶登録について

登録には『一時保育登録申込書』が必要です。申込用紙は役場教育委員会 幼児教育係、又はゆあさこども園にあります。用紙に記入し役場教育委員会 幼児教育係で登録をしてください。

《登録には申込書、連絡先カード、健康診断書、誓約書の提出となります。》

- ・全員登録制となりますので、未登録の方は利用できません。
- ・登録は毎年、必要です。

▶利用時

利用する2日前までに必ず申し込んでください。当日になって急に登園できなくなった場合、必ず連絡をお願いします。感染症にかかっている時は利用できません。警報が出ている場合は利用できない事もあります。(波浪警報は除きます。)

▶病児・病後児保育

▶病児保育とは

入院を必要としない程度の病状で、急性期～回復期にあたり家庭や集団での保育が困難なお子様を一時的にお預かりする事業です。
※医師により受入が不可能と判断された場合には利用できない場合があります。

▶施設名称

病児保育室 こぐまクラブ
(赤ちゃんからの平山こどもクリニックに併設)

▶場 所 有田川町天満305番地4



▶連絡先 TEL52-8667

▶対象(下記いずれにもあてはまる子ども)

- ①湯浅町・有田川町・広川町に住所を有していること。
 - ②生後6ヶ月～小学6年生まで
 - ③保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等社会的な理由により、家庭での保育が困難な状況であること。
- ※3町以外に住所を有している児童も、受入状況に空きがあり実施施設の長が受入可能と判断した場合のみ、町外階層の利用料で利用することができます。

▶対象となる病気

- ①風邪、下痢(腸炎)等、子どもが日常的にかかる疾患
- ②インフルエンザ、おたふくかぜ、水痘等の伝染性疾患(麻疹を除く)
- ③喘息などの慢性疾患
- ④骨折、熱傷などの外傷性疾患

▶利用料金 世帯の課税状況によりです

階層	世帯区分	利用料
A階層	3町内の生活保護世帯	無料
B階層	3町内の前年度分の市町村民税非課税世帯	1日1,000円 (半日500円)
		1日2,000円 (半日1,000円)
C階層	3町内のA階層・B階層を除く世帯	1日4,000円 (半日2,000円)
町外	3町以外に住所を有する児童	1日4,000円 (半日2,000円)

▶利用時間

8時30分から17時30分まで
(土曜・日曜・祝日・その他赤ちゃんからの平山こどもクリニックの休診日はお休みです。)

▶放課後児童クラブ

名称	所在地	定員	TEL
湯浅放課後児童クラブ	湯浅町湯浅1546番地	80人	23-8500
山田放課後児童クラブ	湯浅町山田1951番地6	15人	62-5170
田瀬川放課後児童クラブ	湯浅町田原992番地1	15人	22-3916

※詳しくは、各施設または教育委員会幼児教育係まで

広告



こどもがまんなかPROJECT
学校法人法華学園
認定こども園 湯浅幼稚園
〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅785
TEL.0737-62-5666
FAX.0737-63-2800
(HP) https://www.yusayou.com